

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 〇 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（容器） 第四十条の二 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤を除く。）を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格Z一六〇一号（鋼製ドラム缶）第一種に適合するドラム缶又はこれと同等以上の強度を有するドラム缶でなければならない。	（容器） 第四十条の二 四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格Z一六〇一号（鋼製ドラムかん）第一種に適合するドラムかん又はこれと同等以上の強度を有するドラムかんでない。
2 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格Z一六〇一号（鋼製ドラム缶）第一種に適合するドラム缶若しくはこれと同等以上の強度を有するドラム缶又は当該製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものでなければならない。	（新設）
3 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、次の各号に定める基準に適合するもの又は高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条第一項の容器検査に合格したもの若しくは同項第一号若しくは第二号に掲げるものでなければならない。 一、六 （略）	2 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、次の各号に定める基準に適合するもの又は高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条第一項の容器検査に合格したもの若しくは同項第一号又は第二号に掲げるものでなければならない。 一、六 （略）
七 容器の外部に突出しているマンホール、注入口その他の附属装置	七 容器の外部に突出しているマンホール、注入口その他の附属装置

には、厚さ二・三ミリメートル以上の鋼板で作られた山形の防護枠
が取り付けられていること。

4| (略)

5| 弗化水素を含有する製剤（弗化水素七十パーセント以上を含有する
ものを除く。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する
場合には、その容器は、第三項第一号、第二号、第四号、第五号及び
第七号並びに前項第四号に定めるもののほか、次の各号に定める基準
に適合するものでなければならない。

一、三 (略)

6| (略)

7| 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素
若しくはこれを含有する製剤の船舶による運搬については、第三項か
ら前項までの規定は、適用しない。

(容器又は被包の使用)

第四十条の三 四アルキル鉛を含有する製剤は、次の各号に適合する場
合でなければ、運搬してはならない。ただし、次項に規定する場合は
、この限りでない。

一 ドラム缶内に十パーセント以上の空間が残されていること。

二 ドラム缶の口金が締められていること。

三 ドラム缶ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤である旨
の表示がなされていること。

2| 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る

。）を前条第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬す
る場合には、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であ

には、厚さ二・三ミリメートル以上の鋼板で作られた山形の防護わ
くが取り付けられていること。

3| (略)

4| 弗化水素を含有する製剤（弗化水素七十パーセント以上を含有する
ものを除く。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する
場合には、その容器は、第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び
第七号並びに前項第四号に定めるもののほか、次の各号に定める基準
に適合するものでなければならない。

一、三 (略)

5| (略)

6| 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素
若しくはこれを含有する製剤の船舶による運搬については、第二項か
ら前項までの規定は、適用しない。

(容器又は被包の使用)

第四十条の三 四アルキル鉛を含有する製剤は、次の各号に適合する場
合でなければ、運搬してはならない。

一 ドラムかん内に十パーセント以上の空間が残されていること。

二 ドラムかんの口金が締められていること。

三 ドラムかんごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤である
旨の表示がなされていること。

(新設)

つて自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていること
その他の厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければ、運搬し
てはならない。

3 (略)

(積載の態様)

第四十条の四 四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には、その
積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければなら
ない。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

- 一 ドラム缶の下に厚いむしろの類が敷かれていること。
- 二 ドラム缶は、その口金が上位になるように置かれていること。
- 三 ドラム缶が積み重ねられていないこと。
- 四 ドラム缶が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載
されていること。
- 五 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、ドラム缶が
当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

六 (略)

2 四アルキル鉛を含有する製剤(自動車燃料用アンチノック剤に限る
。)を第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器によ
り運搬する場合には、その積載の態様は、次の各号に定める基準に適
合するものでなければならない。

- 一 容器は、その開口部が上位になるように置かれていること。
- 二 容器が積み重ねられていないこと。
- 三 容器が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載され

2 (略)

(積載の態様)

第四十条の四 四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には、その
積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければなら
ない。

- 一 ドラムかんの下に厚いむしろの類がしかれていること。
- 二 ドラムかんは、その口金が上位になるように置かれていること。
- 三 ドラムかんが積み重ねられていないこと。
- 四 ドラムかんが落下し、転倒し、又は破損することのないように積
載されていること。
- 五 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、ドラムかん
が当該積載装置の長さ又は幅をこえないように積載されていること

六 (略)

(新設)

ていること。

四 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

五 四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。

3| (略)

一・二 (略)

三 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

4| (略)

(罰則)

第四十条の八 第四十条の二第一項から第五項まで、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項又は前条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

2| (略)

一・二 (略)

三 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅をこえないように積載されていること。

3| (略)

(罰則)

第四十条の八 第四十条の二第一項から第四項まで、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項又は前条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)